

# 下水道グローバルセンター規約（改正案）

平成 23 年 1 月 2 日 制定  
平成 24 年 1 月 27 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 23 日 一部改正  
平成 28 年 2 月 25 日 一部改正  
平成 29 年 5 月 31 日 一部改正  
令和元年 5 月 22 日 一部改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この機関は、下水道グローバルセンター（以下、GCUS : Japan Global Center for Urban Sanitationという。）という。

(目的)

第 2 条 GCUSは、国及び地方公共団体並びに海外のビジネス展開に意欲的な下水道関連企業、大学等の国際協力活動、国際交流活動を支援し、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に貢献するとともに、それらの活動の成果を国および地方公共団体等の下水道施策に反映させ、もって我が国の下水道の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 GCUSは、次の事業を行う。

- 一 海外におけるプロジェクト形成に資する諸活動の支援
  - 二 海外の下水道関係団体等とのネットワーク・ニーズマッチングの支援
  - 三 海外におけるプロジェクトに必要な技術の評価の支援
  - 四 我が国の下水道技術に係る国際標準化及び調査・研究の支援
  - 五 国際会議及びセミナーなどの開催の支援
  - 六 海外からの研修員の受け入れ及び会員を対象とした研修活動の支援
  - 七 世界水フォーラム及びその関連会議への参画の支援
  - 八 海外における水展示会への参加の支援
  - 九 その他、前条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業に係る活動のため、必要に応じて国別、課題別グループを設けることができる。

## 第 3 章 組織

(会員)

第 4 条 GCUSの会員は、理事会員、企業会員及び特別会員で構成する。

- 2 理事会員とは、GCUSの目的に賛同して入会した下水道に関する業務を行う地方共同法人、社団法人および財団法人とする。
- 3 企業会員とは、GCUSの目的に賛同して入会した下水道に関する業務を行う企

業とする。

- 4 特別会員とは、国および水・環境ソリューションHub（WES-Hub）に登録している地方公共団体とする。
- 5 理事会員は、運営委員会で定める分担金を納入しなければならない。
- 6 企業会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。
- 7 分担金及び会費は、請求書発出日から2か月以内を納入期限とする。

（入会）

第5条 新たにGCUSに入会しようとする者は、別に定める入会申込書をセンター長（第8条に定めるセンター長をいう。）に提出し、総会で承認を得なければならない。

- 2 前項において、企業会員として入会しようとする者は入会申込書の提出にあたっては2者以上の会員の推薦状を添付しなければならない。ただし、第4条における理事会員の法人に属している場合には、推薦状の添付を省略することができる。

（会員の資格の喪失）

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- 一 退会の届けを提出したとき。
- 二 団体が消滅したとき。
- 三 1年以上会費を滞納したとき。
- 四 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合

（退会）

第7条 会員は、退会届をセンター長に提出し、任意に退会することができる。ただし、既納の会費は、返却しないものとする。

（役員及び顧問）

第8条 GCUSに次の役員を置く。

- 一 センター長 1名
- 二 運営委員長 1名
- 三 監事 2名

- 2 GCUSに、下水道に造詣の深い者を顧問として置くことができる。

（役員を選任）

第9条 センター長は、運営委員会の議を経て総会で了承を得た者とする。その他の役員は会員である組織に所属する者のなかから総会（第12条に定める総会をいう。）で選任する。

（役員任期）

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

（役員職務）

- 第11条 センター長は、GCUSを代表しその運営を統括する。
- 2 運営委員長は運営委員会の議長を務める。
  - 3 監事は、GCUSの会計事務を監査する。
  - 4 顧問は、センター長または運営委員長の求めに応じて意見を述べるができる。

(総会)

- 第12条 総会は毎年1回センター長が会員を招集して開催する。
- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
    - 一 GCUSの運営方針
    - 二 GCUSの規約制定、改正
    - 三 予算・決算の審議
    - 四 会費の制定、改定
    - 五 前各号のほか、運営上の重要事項
  - 3 総会の議決は、出席会員の過半数を持って決し、可否同数の時はセンター長の決するところによる。
  - 4 センター長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、電子文書又はその他の方法により全会員の賛否を求め、有効回答数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は運営委員長が理事会員を招集して開催する。
- 2 運営委員会は総会に付議すべき事項を審議する。
  - 3 審議事項及び審議結果はセンター長に報告し、了承を得る。
  - 4 運営委員長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、電子文書又はその他の方法により全理事会員と審議を行うことをもって運営委員会に代えることができる。

(審議会)

- 第14条 GCUSに有識者からなる審議会を置く。
- 2 審議会はGCUSの目的を達成するために必要な重要な方針などについて審議し、GCUSに助言を行う。
  - 3 審議会は運営委員会からの要請に応じて開催するものとする。
  - 4 審議会の構成委員は運営委員会の議を経て別に定める。

(事務局)

- 第15条 GCUSの事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局は公益社団法人日本下水道協会技術研究部国際課に置き、事務局長は国際課長とする。

## 第4章 会計

(会計年度)

- 第16条 GCUSの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

第17条 GCUSの資産は、会費、分担金、寄付金及びその他の収入により構成する。  
(資産及び会計の管理)

第18条 GCUSの資産及び会計は、事務局長が管理する。

## 第5章 解散等

(解散)

第19条 GCUSの解散については、総会において、会員現在員数の4分の3以上の議決を経るものとする。

(残余資産の処分)

第20条 GCUSの解散に伴う残余資産は、総会において、会員現在員数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人日本下水道協会に寄付するものとする。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定めることができる。

附則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附則

この規約は、平成28年2月25日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月22日から施行する。